

第3回合併協議会提案

参 考 資 料 (第4回合併協議会協議事項)

参考資料 1	協議案第 14 号	資料 1 -----	P 1
		資料 2 -----	P 6
参考資料 2	協議案第 15 号	資料 1 -----	P 7
		資料 2 -----	P 8

第4回の大館市・田代町合併協議会の協議資料ですので
当日に持参してください。

【 平成16年5月17日(月)午後1時30分 田代町総合開発センター 】

【協議案第 14 号 資料1】

現況及び調整方針

業務			大館市	田代町	調整方針	
大分類	中分類	小分類	システム 化状況	システム 化状況		
住民記録	住民記録	住民記録			大館市システムに統合	
	印鑑登録	印鑑登録			大館市システムに統合	
	外国人登録	外国人登録			大館市システムに統合	
宛名管理	宛名管理	宛名管理			大館市システムに統合	
		宛名管理MICJET		×	大館市システムに統合	
	住登外	住登外	×		大館市宛名に統合	
	送付先管理	送付先管理	×		大館市宛名に統合	
戸籍	戸籍	戸籍	×		田代町のみ継続利用(大館は紙戸籍)	
		戸籍附票	×		田代町のみ継続利用(大館は紙戸籍)	
住基ネット	住基ネット	住基ネット			大館市システムに統合	
税システム	住民税	個人			大館市システムに統合	
		法人			大館市システムに統合	
		申告支援			大館市システムに統合	
	固定資産税	土地				大館市システムに統合
		家屋				大館市システムに統合
		償却資産				大館市システムに統合
		土地管理			×	大館市システムに統合
		都市計画税			×	大館市システムに統合
		家屋評価			×	大館市システムに統合
	軽自動車税	軽自動車税			大館市システムに統合	
	税収納業務	税収納業務			大館市システムに統合	
	納付方法管理	納付方法管理	×		大館市税収納業務に統合	
	滞納管理支援	滞納管理支援	×		大館市税収納業務に統合	
税諸証明	税諸証明			大館市システムに統合		

現況及び調整方針

業務			大館市	田代町	調整方針
大分類	中分類	小分類	システム 化状況	システム 化状況	
国民健康保険	国民健康保険	資格管理			大館市システムに統合
		国保税			大館市システムに統合
		高額療養費		×	大館市システムに統合
		食事療養費		×	大館市システムに統合
		国保ライン			大館市システムに統合
		短期保険証管理		×	大館市システムに統合
		国保ネットワーク	×		協議中
老人医療	老人医療	老人医療		×	大館市システムに統合
		高額療養費(老保)		×	大館市システムに統合
国民年金	国民年金	国民年金		×	大館市システムに統合
		社会保険庁照会			大館市システムに統合
住民生活関係	畜犬登録管理	畜犬登録管理		×	大館市システムに統合
	墓地管理	墓地管理手数料 (賦課・収納)			大館市システムに統合
	苦情処理	苦情処理報告		×	大館市システムに統合
福祉関係	介護保険	認定			大館市システムに統合
		サービス			大館市システムに統合
		保険料			大館市システムに統合
	手当	児童手当			大館市システムに統合
		児童扶養手当		×	大館市システムに統合
	福祉医療	重度障害者医療費助成		×	大館市システムに統合
		乳幼児医療費		×	大館市システムに統合
	児童福祉	児童福祉(保育料含む)			大館市システムに統合
	高齢者福祉	高齢者基本台帳管理		×	大館市システムに統合
生活保護	生活保護		×	大館市システムに統合	
保健関係	健康管理	成人健康診査			大館市システムに統合

現況及び調整方針

業務			大館市	田代町	調整方針	
大分類	中分類	小分類	システム化状況	システム化状況		
		母子健康手帳			大館市システムに統合	
		乳幼児健康診査			大館市システムに統合	
		予防接種			大館市システムに統合	
経済関係	農業集落排水	使用料管理			大館市システムに統合	
	温泉使用料	温泉使用料管理		×	大館市システムに統合	
	積算	積算(農林課)		×	大館市システムに統合	
	入林許可証	入林許可証発行	×		田代町システムを継続利用	
建設関係	住宅管理	住宅使用料		×	大館市システムに統合	
	積算	新土木積算			大館市システムに統合	
都市開発関係	下水道	下水道使用料			大館市システムに統合	
		下水道受益者負担金			大館市システムに統合	
		下水道供用開始管理		×	大館市システムに統合	
	積算	下水道積算	×		田代町システムを継続利用	
	水道関係	料金関係				大館市システムに統合
		企業会計			×	大館市システムに統合
		設計積算(水道課)			×	大館市システムに統合
		建築確認			×	大館市システムに統合
教育関係	学校教育	学齢簿			大館市システムに統合	
		新入学通知			大館市システムに統合	
		給食費	×		田代町システムを継続利用	
		各学校教育用			大館市システムに統合	
		給食栄養管理	×		田代町システムを継続利用	
	奨学資金	奨学資金			大館市システムに統合	
	就学援助	就学援助		×	大館市システムに統合	
	施設図面	公立学校施設図面管理		×	大館市システムに統合	

現況及び調整方針

業務			大館市	田代町	調整方針	
大分類	中分類	小分類	システム化状況	システム化状況		
	施設使用料	児童育成施設使用料賦課		×	大館市システムに統合	
	テレビ会議	テレビ会議	×		協議中	
	図書館	蔵書管理		×	協議中	
選挙管理委員会	選挙関係	選挙人名簿			大館市システムに統合	
		農業委員選挙人名簿		×	大館市システムに統合	
農業委員会	農家台帳	農家台帳			大館市システムに統合	
		農地地図情報			大館市システムに統合	
	農業者年金	農業者年金業務		×	大館市システムに統合	
総務関係	人事	人事記録		×	大館市システムに統合	
	給与	毎月			大館市システムに統合	
		期末・勤勉手当			大館市システムに統合	
		年末調整			大館市システムに統合	
	財務会計	予算編成				大館市システムに統合
		予算執行				大館市システムに統合
		歳入明細取込(財務会計用のデータ作成)			×	大館市システムに統合
		決算処理				大館市システムに統合
		決算統計				大館市システムに統合
		歳計外		×		大館市予算執行に統合
		起債管理				大館市システムに統合
		備品管理			×	大館市システムに統合
		財産管理			×	大館市システムに統合
		法定外公共物管理			×	大館市システムに統合
	例規集	例規集検索	×		新規導入	
行政協力員	行政協力員		×	大館市システムに統合		
郵便番号	郵便料金		×	大館市システムに統合		

現況及び調整方針

業務			大館市	田代町	調整方針	
大分類	中分類	小分類	システム 化状況	システム 化状況		
	用度管理	用度管理		×	大館市システムに統合	
	登録業者	登録業者検索		×	大館市システムに統合	
	地籍調査	地籍調査			大館市システムに統合	
その他	ダウンリカバリ	ダウンリカバリ		×	大館市システムに統合	
	グループウェア	グループウェア			大館市システムに統合	
	施設予約	施設予約	×		協議中	
	世帯番号	大館世帯番号管理		×	大館市システムに統合	
	出張所	出張所		×	大館市システムに統合	
	諸証明集計	諸証明集計		×	大館市システムに統合	
	インターネット	インターネット	インターネット			大館市システムに統合
			企業情報データベース		×	大館市システムに統合
			ホームページ更新管理	×		協議中
	ファームバンキング	ファームバンキング			大館市システムに統合	
	病院情報	病院情報		×	大館市システムに統合	
	自治体情報	秋田県自治体情報ネットワーク		×	大館市システムに統合	
スケジュール管理	スケジュール管理		×	大館市システムに統合		
PC管理	PC管理			大館市システムに統合		
防災情報	防災情報			大館市システムに統合		

	平成15年度												平成16年度												平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 協議会 / 分科会スケジュール	任意合併協議会 電算統合調査 合併事例説明会 1次概算見積 2次概算見積 市長査定												法定合併協議会 40業務分科会												[県議会合併決議] [新市発足]											
2. システム統合作業 マスタスケジュール													1次対応要件定義 設計 改修/開発 試験 田代町ネットワーク疎通												印影採取/手入力分入力											
2-1. システム改修/開発作業 ・世帯番号対応 ・自治体区分対応 ・不均一税/料金対応 ・交付税算定資料対応 など													開発要件確定 設計 改修/開発 試験																							
2-2. データ移行作業 ・移行設計 ・移行プログラム開発 ・データエントリ ・データベースデータ移行 ・文字統合 など													移行要件確定 移行仕様作成 移行プログラム開発 移行テスト												印影採取 住基データ移行 財務データ移行 固定民税確定 住基差分入力 転自/国保 税データ移行 収納データ移行											
3. 新旧システム切り替え	現行住基システム												仮運用												新住基システム運用											
	現行税システム												固定並行運用												新税システム運用											
	現行財務システム												住民税並行運用												新財務システム運用											
4. 開発環境および運用環境整備													開発環境LAN展開 GS/FMV開発機搬入 開発サーバSETUP												運用環境設定											
4-1. ネットワーク/LAN/ハード													田代町ネットワーク疎通 運用環境ネット/LAN設定 テスト運用機搬入 実運用機搬入																							
4-2. 住基 ・住基 ・国保資格 ・年金 ・住基ネットワーク ・選挙 など													開発端末展開(旧水道課) 印影用マシン 住基移行DBマシン												本番環境へ											
4-3. 税 ・固定資産税 ・住民税 ・軽自動車税 ・国保税 など													税サーバ展開SETUP 開発端末展開(旧水道課)												本番環境へ											
4-4. 福祉 ・児童扶養 ・児童手当 ・保育料 ・介護保険 など													開発サーバSETUP 開発端末展開(旧水道課)												本番環境へ											
4-5. その他基幹系 ・畜犬管理 ・墓地利金管理 ・就学援助 ・奨学金 など													住基サーバ利用 開発端末展開(旧水道課)												本番環境へ											

【協議案第15号 資料1】

1 現況及び調整方針

大館市		田代町		調整方針
例規集掲載本数		例規集掲載本数		原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。
条例	250本	条例	163本	
規則	225本	規則	180本	
規程	77本	規程	23本	
その他	27本	その他	9本	
合計	579本	合計	375本	

2 留意点

編入合併では、新設合併の場合のように旧市町村の条例等を暫定施行することはできないため、編入される市町村の条例等は失効し、編入する市町村の条例等が引き続き施行されることとなります。

ただし、合併協議の結果、編入される市町村の制度等を合併後も残すことになった場合等で編入される市町村の条例等が必要となる場合は、条例等の新規制定や、編入する市町村の条例等の一部改正が必要となります。

また、合併日当日から施行が必要な条例の制定や改正について、議会の議決を直ちに得ることができない場合には、新設合併の場合と同様に、編入する市町村の長が専決処分することができます。

3 例規統合作業スケジュール

平成16年	4月～	5月	例規原案作成調書の作成
	5月～	8月	第1次例規原案の検討・審査
	9月～	11月	第2次例規原案の検討・審査
平成17年	2月		例規原案の確定、仮例規集の完成

【協議案第15号 資料2】

条例及び規則に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 略

〔規則〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 略

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
条例を設け又は改廃すること。

～ 略

2 略

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会在りて成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2・3 略